

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第1節 総説

過ぐる大戦中に軍人軍属として動員され、戦没した者、負傷して不具廃疾となつた者は200万人をこえている。これらの者は、戦争による最大の犠牲者であり、終戦前においては、戦没者遺族、戦傷病者に対しては、軍人、文官、雇員等の身分に応じて、それぞれ、恩給法、雇員扶助令等により年金等が支給され、下士官、兵の遺族のうち生活困難なものに対しては軍事扶助が行なわれるなど、国として手厚い補償又は援護の手が差し伸べられていた。終戦を迎えて昭和20年11月に連合軍最高司令官からほとんどすべての恩給を停止する旨の覚書が発せられると、これに応じて政府は21年2月にいわゆるポツダム政令である「恩給法の特例に関する件」を公布し、いわゆる軍人恩給は、少額の増加恩給(障害年金にあたる恩給)を除いて全面的に停止されることになつた。こうして、戦没者の遺族に対する政府の援護は公的扶助である生活保護のみとなり、戦傷病者に対する援護は、恩給法による少額の増加恩給(普通恩給の併給は停止されてしまった。)と生活保護のみとなつた。しかし、国が国家のために身を捧げた者に対し、なんらの措置を講じないでよいか、たとえ、旧軍人恩給が、軍人等を他の者より優遇するものであつたとしても、全く処遇しないでもよいものかという問題は占領初期の混乱がおさまるのに伴つて各方面で論議を呼ぶことになつた。戦傷病者戦没者遺族等援護法は、こうした社会の動向を背景にして、日本の独立を契機として、27年4月に制定された。

当時の戦傷病者戦没者遺族等援護法は、旧軍人恩給を停止又は制限された旧軍人及びその遺族と戦地勤務の有給嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員たる軍属及びその遺族を対象とし、戦傷病者に対しては、障害年金、更生医療等を支給し、遺族に対しては、遺族年金及び弔慰金を支給するとともに、国家総力戦の名のもとに徴用された者、総動員業務に協力した者、戦闘に参加した一般邦人、国民義勇隊員及び未復員者と同様の事情のもとに抑留された一般邦人のうち戦没した者(これらの者を当時は軍属とみなしていたが、その後「準軍属」という名称が与えられた)の遺族に対して弔慰金を支給することを定めていた。戦傷病者戦没者遺族等援護法は、その後、約20次にわたる改正を経て現在に至つている。この間、給付内容については一般国民の生活水準の向上及び物価の動向に応じて増額が行なわれ、給付の種類は準軍属の遺族に対する年金給付として遺族給与金及び軍人・軍属の遺族に対しては遺族一時金が加えられるなど目ざましい充実を遂げている。また、援護の対象としては、28年のいわゆる旧軍人恩給の復活が行なわれ、軍人の大部分が恩給法により処遇されることになつて激減したが、軍属については船舶運管会船員、軍属と同様の状態にあつた満鉄職員等及び満州、台湾で勤務していた有給軍属などが加えられ、準軍属については、満州開拓青年義勇隊員、内地等の有給軍属及び満州等における動員学徒などを加えた。

なお、38年には、戦傷病者援護に関する単独法の制定についての関係団体の強い要望により、議員立法で戦傷病者特別援護法が成立し、戦傷病者戦没者遺族等援護法から戦傷病者の更生医療等に関する部分に移し替えられた。こうして所得面に対する援護を除いて、これまで各法律によつて規定されていたものがこの法律に集約されることになつた。

以上のような、戦没者の遺族及び戦傷病者に対する援護の措置のほか、戦没者の妻など戦争以来特別な事情にあつたと認められる者の精神的痛苦に対して、国が特に慰籍するために、38年度には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が、41年度には戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が、42年度においては戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が制定されている。これらは5年ないし10年以内に償還する記名国債で支給されている。また、戦後20年を経た40年度には、遺族年金、公務扶助料等を受けていない弔慰金受給者に対してあらためて特別弔慰金を支給するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が制定された。

過ぐる大戦の犠牲になつた者は戦没した者や、不具廃疾になつた者だけではなく、軍人の復員、一

般邦人の帰還が終戦直後一せいに行なわれても、海外に抑留されて帰れない未帰還者がいた。これらの者及びその留守家族も戦傷病者や遺族と同様に悲惨な状態にあつたため、28年に未帰還者留守家族等援護法が制定され、未帰還者が帰還した場合の援護、留守家族に対する留守家族手当の支給などを行なっている。また、34年には、未帰還者に関する特別措置法が制定されて、未帰還者のうち、国が消息を明らかにできない者について厚生大臣が民法による失跡宣告の請求を行なうことができるみちが開かれた。

この請求に基づいて未帰還者が戦時死亡宣告を受けた場合には、弔慰金を支給することとし、この未帰還者が抑留中消息を断つた者である場合などにおいては恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用については、公務上の傷病により死亡したものとして取り扱われることとなつた。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

1 戦没者の遺族の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦没者の遺族に支給される給付は、遺族年金、遺族給与金、遺族一時金及び弔慰金である。

軍人・軍属が公務上の傷病により死亡した場合は、その遺族に遺族年金が支給され、準軍属が公務上の傷病により死亡した場合は、遺族給与金が遺族に支給される。昭和42年3月末現在の受給人員は第11-1表のとおりである。

第11-1表 遺族年金、遺族給与金受給者数

第11-1表 遺族年金、遺族給与金受給者数

(単位：人)

	遺 族 年 金		遺族給与金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	72,599	98,803	35,669
先 順 位 者	36,890	82,248	35,669
後 順 位 者	35,709	16,555	—

厚生省援護局調べ

軍人・軍属が日華事変以後の公務傷病に併発した傷病により退職後2年(結核及び精神病の場合6年)以内に死亡した場合並びに戦地勤務期間6か月以上の軍人・軍属が復員後1年(結核、精神病の場合は3年)以内に死亡した場合で、遺族年金、公務扶助料等の遺族給付が行なわれないときは遺族一時金(10万円)が支給される。39年10月にこの遺族一時金の制度が創設されてから42年3月末までに、軍人については1,604件、軍属については90件支給している。

軍人・軍属・準軍属が公務上の傷病又は事変、戦争勤務に関連する傷病により16年12月8日以後に死亡した場合には、その遺族に対し、弔慰金(軍人・軍属5万円、準軍属3万円の10年以内償還、年利6分の記名国債)が支給される。27年以来、42年3月末までの支給件数は、軍人については180万5,025件、軍属については13万6,561件、準軍属については10万4,641件、総計約205万件に及んでいる。

戦没者等の妻が、過ぐる大戦の敗戦に伴い特別の事情のもとに置かれたという観点から、国がこれらの妻に対し特別の慰籍を行なうため38年3月に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が制定された。支給対象となる者は、日華事変ぼつ発(12年7月7日)以後の公務上の傷病により死亡した軍人・軍属・準軍属の妻であつて、38年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者である。特別給付金は、20万円、10年以内償還、無利子の記名国債で支給される。創設以来42年3月末までの支給件数は40万4,387件である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法は、公務上の傷病により16年12月8日以後死亡した軍人・軍属・準軍属の遺族であつて、弔慰金を受ける権利を取得した者に対し、同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者がいない場合に、国として弔慰のため特別弔慰金

を支給するため、40年6月に制定された。特別弔慰金は、3万円、10年以内償還、無利子の記名国債で支給される。42年3月末現在で14万5,002件が支給された。

軍人・軍属・準軍属の遺族に対する援護は、27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定以来、逐次拡充されてきたが、39年に大改正がなされて、ほぼ現在の体系ができた。40年度においては年金額等の増額措置が行なわれ、41年度においては、遺族の範囲の拡大を主とする改正が行なわれた。

41年度の改正の第1点は、準軍属の遺族に対する処遇の改善である。従来、準軍属に関する遺族給与金の額は、軍人・軍属に関する遺族年金の額の5/10とされていたのを、7/10に引き上げることとした。

改正の第2点は、遺族の範囲の拡大である。従来、遺族年金、遺族給与金等を受けることができる父母はいずれも戦没者と自然血族又は法定血族の関係にあることが必要とされていたが、この改正により、22年5月3日(日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律施行の日)以後に戦没者が死亡した場合におけるその継親であつた者及び入夫婚姻による妻の父母であつた者、戦没者の事実上の養親等であつた者のうち、戦没者と生計維持又は生計同一の関係にあつたもので、援護審査会が戦没者死亡当時において死亡した者の父母と同視すべき状況にあつたと議決したものに對しても、遺族年金、遺族給付金を支給することとした。

改正の第3点は、戦没者死亡後再婚をしたが、その後相手方と死別した配偶者に対して遺族年金、遺族給与金等を支給することとしたことである。戦没者の妻などが再婚したときは遺族年金・遺族給与金等は支給されないことになっているが、39年の改正により21年2月1日から27年4月29日までの間に再婚し、離婚により再婚を解消した妻などについては、39年10月分から遺族年金、遺族給与金等を支給することとなつた。この改正では、旧軍人恩給停止の日から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行の日の前日(21年2月1日から27年4月29日まで)の間に再婚し、この期間内にその相手方と死別した配偶者であつて、27年4月29日において婚姻前の氏に復していた者その他援護審査会においてその死別を離別による婚姻の解消と同視すべきものと議決したものについては、遺族年金・遺族給与金等を支給することにしたことである。なお、同様の事情で氏を改める再婚をし、その相手方と死別した場合の父母、祖父母についても同様の取扱いとした。

改正の第4点は、40年の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正により、42年1月ないし同年7月までに実施することとなつていた遺族年金及び遺族給与金の完全増額措置を、65歳以上の者及び妻子等については3か月、その他の者については6か月短縮して実施することとしたことである。

以上のほか、関係法令の改正により遺族年金等を受けることとなつた戦没者の妻に對し、戦没者の妻に對する特別給付金を支給する等の改正を行なつた。

また、41年度においては、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正を行なつて、従来、弔慰金を受けた遺族には、同一の戦没者について年金給付を受けていない限り、特別弔慰金を支給することとし、該当者がいない場合には、戦没者の子に限つて転給することにしてはいたが、この改正により転給の範囲を拡大し、遺族以外の者と婚姻したり、養子縁組したりなどしていない限り兄弟姉妹までの遺族に転給できることとした。

なお、42年度においては次のような処遇改善がなされる。

まず、新立法としては、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が制定される。この法律は、過ぐる大戦により、すべての子又は最後に残された子を軍人・軍属又は準軍属として戦闘その他の公務により失つた父母及びこれらの父母と同様の立場にある孫を失つた祖父母については、その最愛の子などを国に捧げ、そのために子孫が絶えたといういいしれぬ寂しさや孤独感と戦つて生きてこなければならなかつたという特別の事情がある点にかんがみ、国としてこのような戦没者の父母及び祖父母の精神的痛苦に對して特別給付金を支給しようとするものである。支給対象となる者は、日華事变ぼつ発(12年7月7日)以後の公務上の傷病により死亡した軍人・軍属・準軍属の父母又は祖父母として、42年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有する者であつて、その戦没者の死亡の当時他に子も孫もなく、その後42年3月31日までの間に子も孫も出生しなかつた者である。特別給付金は、10万円、5年以内償還、無利子の記名国債で支給される。

戦傷病者戦没者遺族等援護法については、次のような改正が行なわれ、42年10月から実施される。

改正の第1点は、公務扶助料の増額と関連して遺族年金、遺族給付金の額を年齢等の区分により10%ないし28.5%増額しようとするものである。この結果、70歳以上の遺族に支給される遺族年金は11万9,000円、同じく遺族給与金は8万3,300円になる。

改正の第2点は、日華事変中、公務傷病ではないが、公務傷病とみなされるものにより死亡した軍人・軍属に関する遺族年金の額は、これまでは本来の公務傷病によるものの6割とされていたが、これを本来の公務傷病によるものと同額としようとするものである。

改正の第3点は、祖父母等に対する遺族年金・遺族給与金について、その支給条件のうち、その祖父母等を扶養することができる直系血族がないことという条件を撤廃しようとするものである。

改正の第4点は、準軍属の後順位者の遺族にも年額3,500円の遺族給与金を支給しようとするものである。

改正の第5点は、事変又は戦争勤務に関連する傷病による死亡を支給事由とする弔慰金について、従来在職期間経過後2年(結核、精神病の場合は6年)以内に死亡した場合に支給することとなっていたが、在職期間経過後4年(結核、精神病の場合は12年)以内に死亡した場合にも支給しようとするものである。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

2 戦傷病者の援護

過ぐる大戦において、公務上負傷した者及び疾病にかかつて今なお療養の必要がある者は、全国に約17万人から18万人いると推定されている。

これらの戦傷病者に対しては、現在、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による所得保障と戦傷病者特別援護法による医療保障等が行なわれている。また、戦傷病者のうち重度の障害者の妻に対しては、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金が支給されている。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

2 戦傷病者の援護

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者に支給される給付は、障害年金及び障害一時金である。

軍人・軍属・準軍属が公務上傷病を受け、不具廃疾となつた場合は、障害年金又は障害一時金が支給される。昭和42年3月末現在の障害年金の受給人員は、軍人182人、軍属2,300人、準軍属1,077人である。障害一時金を42年3月末までに受けた者は409人である。

障害年金・障害一時金の額は軍人・軍属・準軍属の別及び不具廃疾の程度によつて異なつている。

41年度においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法について次のような改正が行なわれた。

改正の第1点は、従来戦傷病者が戦傷病者特別援護法によつて療養の給付を受けている場合は障害年金を支給しないたてまえになつていたが、療養の給付と障害年金の支給を合わせ行なうこととした。

改正の第2点は、従来準軍属については、恩給法による特別項症から第6項症までの障害者に対してのみ障害年金を支給することとなつていたが、軍属の場合と同様第1款症から第3款症までの障害者に対しても、障害年金・障害一時金を支給することとした。

さらに42年度においては、次のような法改正が行なわれる。

改正の第1点は、従来恩給法による第1款症から第3款症程度の障害者については、その不具廃疾の程度が変動しないと認められる場合には障害一時金が支給され、それ以外の場合には障害年金が支給されることになつていたが、今後は受給者の選択により年金又は一時金のいずれかを支給しようとするものである。

改正の第2点は、遺族年金と同様、増加恩給の増額に関連して、障害年金、障害一時金を不具廃疾の程度に応じて28.5%ないし20%増額しようとするものである。この結果最も重い程度の障害者である特別項症の者に支給される障害年金は軍人・軍属の場合58万0,500円、準軍属の場合40万6,350円になる。

改正の第3点は、日華事変中、公務傷病ではないが公務傷病とみなされるものにより不具廃疾となつた軍人・軍属に関する障害年金について、遺族年金と同様本来の公務によるものと同額としようとするものである。

戦傷病者自身に対する障害年金、増加恩給のほか、戦傷病者の妻に対しては、戦傷病者と一心同体の立場で、久しきにわたり、夫の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えつつ今日に至つたという精神的痛苦を国が慰籍することを目的として制定された戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法がある。支給対象となる者は、日華事変ぼつ発(12年7月7日)以後の公務上の傷病により恩給法による特別項症から第5項症までに該当する不具廃疾となり、38年4月1日において、軍人・軍属・準軍属に関する障害年金・増加恩給等の障害給付を受けていた者の妻である。特別給付金は、10万円、10年以内償還、無利子の記名国債で支給される。41年に創設されて以来、42年3月末までの支給件数は1万0,077件である。

42年度においては、法改正を行なつて現在、恩給法による特別項症から第5項症までの障害をもつ戦傷病

者の妻に対して支給することとしているものを第6項症又は第1款症(軍人恩給の第7項症)程度の障害をもつ戦傷病者の妻にも支給するよう、支給範囲の拡大が行なわれる。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

2 戦傷病者の援護

(2) 医療面その他の援護

所得面以外の戦傷病者に対する援護は、38年に制定された戦傷病者特別援護法に基づいて行なわれている。この法律は、従来から各種の法律により行なわれてきた戦傷病者に対する援護を整備統合し、よりいつそう援護の充実を図るようにしたもので、戦傷病者に対して戦傷病者手帳を交付し、これらの者に次のような援護を行なうことを目的としている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと。

イ 長期入院患者に療養手当を支給すること。

ウ 更生するために医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと。

エ 補装具の支給及び修理を行なうこと。

オ 重度障害者を国立保養所へ収容すること。

カ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船へ乗車及び乗船する場合に無賃の取扱いをすること。

キ 療養の給付を受けている戦傷病者が死亡した場合その遺族に葬祭費を支給すること。

この法律により戦傷病者手帳の交付を受けている者の数は、42年3月末現在で12万5,825人に達しており、41年度における援護のおもなものの給付実績は次のとおりである。

ア 療養給付受給者数 6,252人(42年3月末現在)

イ 更生医療の給付件数 64件

ウ 補装具の給付件数 8,897件

エ 国鉄無賃乗車券引換証交付件数 10万9,515件

このほか、この法律は、国の行なう援護をより効果的に、かつ、徹底させるために、40年10月から、援護の受給に関する事項、更生や職業その他生活上の問題などについて、民間人の立場で、戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が設けられ、現在全国で470人の民間人が厚生大臣から委託を受けて業務に従事している。

また、41年度においては、この法律の一部が改正されて次のような援護内容の改善が行なわれた。

ア 葬祭費の額を、6,000円から8,400円に引き上げる。

イ 16年12月8日以後満洲等において、総動員業務と同様の業務に協力していた者でこのため不具廃疾となり又は現に療養を行なう必要がある者を戦傷病者の範囲に加え、所要の援護を行なう。

厚生白書(昭和41年度版)

さらに、42年度においては、援護の内容をいつそう改善するため、4月から療養手当を3,000円から3,400円に増額し、10月から戦傷病者相談員を470人から705人に増員することとなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第2節 戦没者の遺族と戦傷病者の援護

3 各国の戦没者遺族及び戦傷病者に対する援護

第11-2表は、世界の主要国における戦傷病者及び戦没者遺族に対する援護制度の概要を一覧表にまとめたものである。

第11-2表 主要国における戦没者の遺族及び戦傷病者に対する援護制度一覧

第11-2表 主要国における戦没者の遺族及び戦傷病者に対する援護制度一覧

		アメリカ	イギリス	ドイツ連邦共和国	フランス	イタリア
おもな法律		総合的な単一法規なし。	戦争年金法	戦争犠牲者の援護に関する法律	廃疾軍人並びに戦争犠牲者の恩給に関する法典	一般戦争年金に関する法律
機関	主管	退役軍人事務局	社会保障省	連邦労働省	退役軍人及び戦争犠牲者省	国家戦傷病者局 戦争遺児局
	関係	労働省職業安定局 退役軍人職業安定局	保健省 労働省			大蔵省戦争年金局 労働社会福祉省
援護の種類	現金給付	障害年金 遺族年金 葬祭一時金 (階級差なし)	障害年金、同妻手当、同児童手当、補助手当(失業補助、常時付添手当、就業能力低下手当、被服手当、慰安手当、老齢手当、重度障害職業手当)、失業補助受給者に対する被扶養者手当、寡婦年金(児童加算、住宅加算)かん夫年金、遺児手当、葬祭一時金(階級差あり)	障害年金(基本年金、調整年金)介護手当、遺族年金、寡婦年金(基本年金、調整年金)、遺児年金(基本年金、調整年金)、かん夫年金、父母年金、葬祭一時金(階級差なし)	障害年金、補助手当(重障害者に対する特別一時金及び手当)、附添手当、遺族年金(寡婦年金、遺児年金)、 (階級差あり)	障害年金(同児童加算、複数障害加算、結核加算)、失業老齢手当、遺族年金(寡婦年金、遺児年金)、 (階級差あり)
	現物及び諸サービス	医療サービス 治療、入院、居宅看護、移送、整形及び補装具の供与、盲導犬、鉄の肺、物理的電氣的設備の供与、自動車その他の乗物の供与、住宅に関する優遇措置。 福祉サービス 衣料・たばこ・身の回り品の供与、職業補導(施設、職業相談及び指導、訓練期間中の生活手当、訓練中の負傷に対する給付、職業斡旋等)住宅、農場及び生業資材の購入又は建設等に対する手当、雇用援護、復職、連邦政府文官就職優先権の附与、国立墓地への埋葬。	医療サービス 治療、入院、義肢その他の補装具の供与、義眼、手動三輪車、自動車等の供与。 福祉サービス 福祉更生、職業補導、強制雇用、重傷者保護、家事援助、身障者の家内手工芸奨励(工芸コントロール等の開催)戦没者遺族もしくは戦傷病者に対する面接、家庭訪問、通信等による扶助、孤児の教育、職業補導、生活指導。	医療サービス 治療、入院、補装具、整形医学的補助材料その他の供与、温泉療養、転地療養(上の給付をうけない者、傷病手当金、家族扶助料)機能回復体操。 福祉サービス 職業補導子女教育手当、盲導犬の費用、住宅の購入、建設、生業資金の貸付、手動三輪車購入資金及び修理費の支給	医療サービス 治療、入院、補装具の支給、精神病患者の入院及びその妻子に対する手当。 福祉サービス 職業再訓練、及びそのための旅費支給同期間中の家族手当、住宅支給、住宅、生業資金の貸付、鉄道料金の割引、税法上の優遇措置、優先就職、高齢者の施設収容、官公庁における強制雇用、遺児及び戦災孤児の教育。	医療サービス 治療、入院、整形外科、義肢等補装具の供与。 福祉サービス 職業補導、就職斡旋、住宅資金貸付、生業資金貸付。
施設		退役軍人病院 義肢装着センター 職業補導相談センター 職業訓練施設	義肢装着センター 重度障害者家庭手芸センター	身体障害者専用特別更生病院、センター及びホーム 整形外科サービス・ステーション	国立傷兵院 保養所 義肢装着センター 職業補導センター	重度神経障害者特殊センター 整形外科補装センター 職業補導更生センター

国立国会図書館調査立法考査局調べ

戦争犠牲者に対する援護制度は、国ごとに、その歴史的経緯、戦勝国か敗戦国かの相違などによつて大いに異なるので、一律に比較することは困難であるが、この表によつておおよそそのアウトラインを知ることができよう。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護など

1 未帰還者の調査

今次の戦争が終結した時、海外にあつた同胞は、約600万以上であつたが、じ来20数年にわたるたゆまぬ引揚促進対策及び未帰還者の調査整理等の業務の推進等により相当な成果をあげて、今日に至り、昭和42年3月31日現在における未帰還者は4,884人に減少した。その地域別の数は第11-3表のとおりである。

第11-3表 地域別未帰還者数

第11-3表 地域別未帰還者数
(単位:人)

地	域	未帰還者数
総	数	4,884
ソ連	(樺太・千島を含む)	448
北	朝鮮	143
中	共	3,928
南	方	365

厚生省援護局調べ

最近、未帰還者の減少とともに、これら未帰還者に対する一般の関心が、日を追つて薄れつつあることはいなめないが、未帰還者は、異境の地にあつて、その生死が明らかにされない者又は望郷の念にかられながらも故国に帰れない状態に置かれている者であり、そのひとりひとりが、いずれも、その肉身にとつてはかけがえのない人々であつて、その消息を待ちわびている留守家族の心情は察するに余りあるものがある。

したがつて、厚生省としては、国内的には帰還者等から情報の提供を得て、未帰還者の行動経過を追い、その足どりを検討しつつ、最終的に消息を明らかにするため忍耐よく反復調査を続け、また、対外的には、ソ連及び中共などと外交折衝、又は赤十字ルート等による話し合いなど国の内外を通ずる諸調査により、この問題の解決に努めてきているが、特に対外的な調査については微妙な国際情勢などのため、なお相当な困難を伴うものと考えられる。しかしながら39年10月ソ連政府に調査を依頼した2,974人の状況不明の未帰還者について、ソ連側から41年5月までの間に、その全員の調査結果の通報を受けたことは、対外的な調査の成果として注目すべきことである。ただし、ソ連側の通知のうち、「死亡した」とあつた210人については、その者の死亡場所、死亡の原因が明らかでなく、また、「既に本邦に帰国した」とあつた78人については、いずれも同姓同名の異人であつたので、41年11月再度ソ連政府にこれらの者について調査を依頼した。

未帰還者は、調査究明の結果、具体的に死亡の日時や場所、死亡の原因などを確認できた者に対しては、戸籍法第89条の規定により死亡の報告を行なつており、具体的に死亡したことを確認できないが、その消息を絶つた時期や場所などから総合的に判断して、既に死亡したものと認められる者に対しては、未帰還者に関する特別措置法の規定により、厚生大臣から民法の失踪宣告の申し立てを行なう制度(これを「戦時死亡宣告」という。)が設けられている。これら戦時死亡宣告を受けた者は生死が明らかでないまま戸籍を抹消されているので、厚生省としては、引き続き未帰還者の調査と同様に、その消息の

厚生白書(昭和41年度版)
調査を継続している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護など

2 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは、現在では主として共産圏地域だけに残された問題となった。

これらの地域からの集団引揚げの方式が昭和34年に打ち切られたため、現在では、同地域の未帰還者が個別に随時に帰国できるような手段がとられている。

最近では、ソ連、中共及び韓国からの個別引揚げが行なわれており、これを歴年別にみると、39年に204人、40年に247人、41年に143人となつている。

特異な事項としては、近年、韓国に残留していた日本婦女子の帰国が漸増していること及び北朝鮮地域からの引揚げが31年を最後に全くみられないことなどがあげられる。

なお、共産圏地域には帰国を希望する日本人が多数いることが判明しているため、このような帰国希望者の引揚促進については外交ルート、赤十字ルート等を通じあらゆる手段が講ぜられているところである。

最近の引揚者に対する応急援護は、従来の船運賃国庫負担の制度、上陸地における金品の支給、給食、到着先までの移送及びこれに関連する各種の援護の他にソ連及び中共地域については、居住地から出境地まで(たとえば旧満州地区から香港まで、又は旧樺太からナホトカまで)の旅行に必要なすべての経費を国庫が負担する措置が講ぜられている。

海外からの引揚者の到着先で行なういわゆる定着援護には、住宅の貸与、更生資金の貸付、引揚者給付金の支給、就職あっせんなどがある。

このうち引揚者給付金の支給は、32年に成立した引揚者給付金等支給法に基づいて、引揚者と引揚前に外地で又は引揚後32年3月31日以前に死亡した者の遺族に10年償還の国債で支給するものであるが、42年3月現在国債が発行されたものは、約317万人、約460億8,900万円である。

最近の引揚者のうちには、外地に残留を余儀なくされた日本婦人が終戦後現地人との間にもうけた子供を連れて帰国した者、樺太に本籍があつて内地に戸籍のない者、あるいは、やむをえず外国の国籍をとつた者等特殊のケースが多くみられる。そこで、これらの引揚者をすみやかに更生自立させるため、従来行なつてきた援護のほかに、国籍問題の処理、戸籍法に基づく就籍の指導、日本語を解しない子供の就学指導、母子世帯の保護をはじめとし、広汎な社会福祉施策を総合的に講じている。

なお、引揚者の援護と関連して、共産圏地域からの帰国者のうち、抑留等のため残留を余儀なくされている間に傷病を受けた者に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法と戦傷病者特別援護法に基づき、障害年金の支給、療養の給付等が行なわれている。

また、共産圏地域から帰国するまでの間は、未帰還者留守家族等援護法に基づいてその留守家族に留守家族手当が支給され、不幸にして未帰還者がそのまま外地で死亡したときは、その遺族に葬祭料と遺骨引取経費が支給されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護など

3 戦時死亡宣告

未帰還者について調査究明を行なった結果、どうしてもその生死を明らかにしえない場合があるが、この場合未帰還者の身分的に不安定な状態を解消し、留守家族に対して適切な援護措置を講ずるため、未帰還者に関する特別措置法に基づき、留守家族の同意を得て、厚生大臣が家庭裁判所に民法第30条の失踪宣告(戦時死亡宣告)の申し立てを行なうことにしている。この制度によつて死亡とみなされる未帰還者の数は、最近かなり減少したが、なお昭和41年度においては434人になつており、制度ができてから42年3月31日までの累計は、1万8,164人に達している。戦時死亡宣告を受けた未帰還者が、身分恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける者である場合は、原則として公務により死亡したものとみなされ、その遺族に対してこれらの法律により公務扶助料又は遺族年金等が支給される。また、未帰還者に関する特別措置法に基づき3万円(公務扶助料等の支給を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護など

4 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

在日朝鮮人の北朝鮮帰還は、昭和34年8月13日に日本赤十字社と朝鮮赤十字会との間において締結された帰還協定に基づき34年12月第1次帰還が行なわれて以来、42年3月までに第147次にわたり8万7,095人が帰還した。

この帰還協定は、戦後、北朝鮮に帰還を希望する者が多数いたので、これらの人々を早期に多数帰還させることを目的として締結されたものであるが、前述のように多数の人々が帰還しており、最近の帰還状況は、その後新たに帰還の意思を持つに至った人が月に少数帰還する程度であるので、既に所期の目的は達せられたと判断される。したがって今日では、北朝鮮帰還は一般外国人の任意出国と同様に取り扱うべきものと考えたので、政府は41年8月23日に閣議了解を行ない、帰還協定は42年11月12日限りで終了させることとした。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

1 戦没者の追悼行事

(1) 全国戦没者追悼式

さきの大戦において死没した300万人余の軍人・軍属・準軍属、一般市民に追悼の誠を捧げるため、政府は昭和38年から毎年、8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

41年の式典は、天皇皇后両陛下御臨席のもとに、東京九段の日本武道館において、全国の戦没者遺族代表をはじめ、国会・政府その他各界の代表等約5,000人が参列して厳粛にとり行なわれた。

式典当日は官公庁・銀行・会社などはいつせいに半旗を掲げ、正午には全国民がそれぞれの職場や家庭において、式場における黙とうに合わせていつせいに黙とうを行ない、戦没者に追悼の誠を捧げるとともに平和への思いを新たにした。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

1 戦没者の追悼行事

(2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

戦後、各戦域から政府派遣団などの手によつて収集された戦没者の無名の遺骨は国立の千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収められ、毎年1回厚生省主催の拝礼式が行なわれている。

41年は、3月28日に千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式が行なわれ、三笠宮殿下御臨席のもとに戦没者遺族・国会及び政府関係者・関係団体代表等約300人が参列した。この際、前回の拝礼式以後新たに外地から持ち帰られた遺骨79柱が同墓苑に納められた。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

1 戦没者の追悼行事

(3) ソ連地域及びモンゴルへの墓参

終戦直後ソ連地域に連行され、労働に従事中死没した日本人の墓地への関係遺族による墓参は、36年以來数回にわたつて行なわれてきたが、41年には新たにエラブカ地区についてソ連政府の了解が得られ、8月に同地区の墓参を実施し、3人の遺族代表が現地におもむき霊を慰めた。

また、モンゴルにもソ連地域と全く同様の事情のもとに死没した日本人の墓地があるが、国交未回復等の理由もあつて墓参が実現していなかつたものであるが、41年3月に至り、墓参についてモンゴル政府の了解が得られ、8月に遺族代表8人がウランバートル及びスフバートルに墓参した。

以上の各地への墓参はすべて全額国費で行なわれ、遺族の世話等のため政府職員が同行した。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

1 戦没者の追悼行事

(4) 香港(ストーン・カッターズ島)及び干ニューカレドニア島の遺骨収集

政府は、28年以来、さきの大戦における外地戦没者の遺骨収集を実施してきたのであるが、41年には、5月に香港島の北方にあるストーン・カッターズ島軍基地内に埋葬されていた日本人戦没者の遺体175柱を英軍の協力により在香港日本総領事館が発掘し、焼骨のうえ日本に持ち帰った。これらの遺骨は、さきの大戦中連合軍の空襲により香港島周辺で沈没した日本艦船乗組員の遺骨である。

また42年1月には、仏領ニューカレドニア島ヌーメアに埋葬されていた日本人戦没者遺体32柱を厚生省職員が現地におもむき、現地官憲及び在留日本人の協力を得て発掘し、焼骨して日本に持ち帰った。これらの遺骨はさきの大戦においてソロモン群島・ニューギニア等で戦闘中に戦傷等のため行動不能となり、連合軍によつてニューカレドニア島に抑留されているうちに死没した人々の遺骨である。

以上の各地から収集した遺骨はいずれも氏名が判明しないので国立の千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められた。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

1 戦没者の追悼行事

(5) 今後の課題

海外戦没者の遺骨の収集・現地慰霊については、現在では中共地域(特に旧満州地域)及び北朝鮮地域を除いておおむね終つたかたちになつている。しかし従来政府が実施した遺骨収集は、広汎な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なわれたことであり、その後山野に未処理の遺骨が発見されたという事例も見受けられるところである。

政府としては、戦後20年余を経た今日の遺族の心情及び国民感情も十分に考慮し、なるべく早期に遺骨収集の問題が終結するよう努力することとし、42年度以降新たな計画により最終的な処理を行なうための遺骨収集を実施することとしている。

なお、42年度には、フィリッピンのルソン島とレイテ島、マリアナ諸島のサイパン島とテニアン島、カロリン諸島のメレヨン島及びパラオ諸島のペリリユー島について遺骨収集を実施する予定である。

第11章 戦没者の遺族、戦傷病者などの援護

第4節 戦没者の追悼行事など

2 戦没者に対する叙位及び叙勲

昭和39年1月7日の閣議で、この事務を再開することが、決定され、同年4月に第1回分が発令されてから、42年3月までに36回、計約77万人に対して叙勲が行なわれ、そのうちの9,000人に対しては、あわせて叙位が行なわれている。その年度別の内訳は第11-4表のとおりである。

これらの叙位及び叙勲の対象になる者は、今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死亡したもとの軍人、軍属などで、総数約200万人と推定されており、この事務はおおむね5か年計画で処理することとしている。そのうちの約100万人は、終戦後この事務が途中で打ち切られた当時、既に内部手続きが終わっていた者であつて、これまでに発令された者の大部分を占めている。また、その他の内部手続きが終わっていない約100万人についても、当時の基準に基づいて逐次、発令の手続きを進めている。

しかしながら、戦後既に20年以上を経過した現在叙位叙勲の対象になる戦没者の身上についての資料や遺族等の調査には、多くの困難が伴っているため、これまでの事務の処理は、当初の計画に比べて、かなり遅れているが、今後においては、この遅れをできるだけ早く取りかえすとともに、閣議で決定された主旨に沿つて、この事務が進ちよくするように努めることとしている。

第11-4表 叙位・叙勲発令数

第11-4表 叙位・叙勲発令数

(単位：人)

	叙 位 を 受 け た 者	叙 勲 を 受 け た 者
総 数	8,982	768,681
39 年 度	—	127,700
40	—	302,059
41	8,982	338,922

厚生省援護局調べ